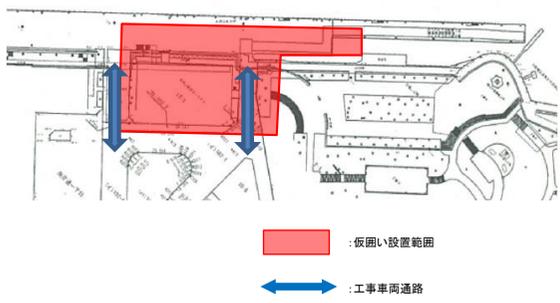


天保山客船ターミナル整備等PFI事業 入札説明書等に関する質問及び回答

質問No	資料番号	資料名	頁	項目	内容	回答
1	2	要求水準書	P6 P7	3-(5)-②	乗船・下船時のCIQ有無について、直近5か年の各年度ごとの乗船・下船の実績値及びCIQ有無の実績値をご教示下さい。	乗船・下船時のCIQの有無については、基本的には、前港が外国の場合に下船CIQ、次港が外国の場合に乗船CIQが行われます。 2013年から2017年の入港実績(暦年・2017年については予定も含む)と、乗船・下船CIQの有無は別紙1をご覧ください。 乗船者・下船者数については、各船の「乗客定員」をご参考ください。 なお、月間・年間の乗降人員数については、港湾局ホームページ内港湾統計「船舶乗降人員月表」の「客船・その他」欄の「乗降人員数」をご参照ください。  <参考> 港湾局ホームページ港湾統計(年報)「9船舶乗降人員月表」 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000067129.html">http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000067129.html</a> 港湾局ホームページ港湾統計(月報)「4船舶乗降人員月表」 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000067066.html">http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000067066.html</a>
2	2	要求水準書	P7 P8	3-(5)-③	既存施設から移設をされる「大阪港防潮扉集中監視システム端末」について、文中に“本市管理の”と記載がありますが、下記2点についてご教示下さい。  ①新ターミナル施設へ移設後についても貴市が管理され、日常的な設備の状況確認等は事業者にて行い、専門的なノウハウが必要とされる定期的な保守点検は貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。  ②上記と同様に移設後も貴市の管理の場合、「大阪港防潮扉集中監視システム端末」に係る修繕・更新業務は本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	①「大阪港防潮扉集中監視システム端末」については、新ターミナル施設へ移設後においても本市が管理を行います。  ②「大阪港防潮扉集中監視システム端末」に係る修繕・更新業務は本事業の対象外となります。
3	2	要求水準書	P8 P9	3-(5)-④	要求水準書では、記載されていないものの、大型客船の入出国を考慮した時に、あきらかに不足しているスペースがあると想定された場合、契約後に改めて、提案する施設規模・価格の中で施設構成の見直しが可能であると考えてよろしいでしょうか。前述の不足部分を確保するために、要求水準書の提示内容を逸脱することは、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。また、減点対象になると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に定める要求水準を満たすようご提案ください。
4	2	要求水準書	P9	3-(5)-④	表中の“事務室(200㎡程度)”の要求水準に記載の5室程度(各室40㎡程度、CIQや施設管理者用)の記載がありますが、記載の「施設管理者」は各資料中に定義されていない用語ですが、本事業において「施設管理者」を示す定義についてご教示下さい。	「施設管理者」とは、大阪市をさします。

質問No	資料番号	資料名	頁	項目	内容	回答
5	2	要求水準書	P9	3-(5)-④	<p>表中の“倉庫(400㎡程度)”の要求水準に記載の既存移動式通路テント(高さ・約2.7m、幅・約2.3m、キャスター付き30セット)の記載がありますが、下記2点についてご教示下さい。</p> <p>①既存移動式通路テントは既存ターミナル施設から新ターミナル施設に引き継がれる備品、という理解でよろしいでしょうか。この移動式通路テントの購入年月日と購入元メーカー(又は製作元)をご教示下さい。</p> <p>②上記以外で既存ターミナル施設から新ターミナル施設に引き継がれる備品がある場合は、上記同様に購入年月日、購入元メーカー(又は製作元)、規格、寸法が把握可能な資料をご教示下さい。</p>	引き継ぐ主要な備品については、別紙2及び別紙3をご参照ください。
6	2	要求水準書	P16	3-(7)	<p>P.16「事業者は本事業を実施するために必要となる下記の施設備品を調達する」とありますが、要求水準書で指示された台数では、大型客船の出入国を考慮した時に、要求水準書ではあきらかに、不足している計器・備品があると、想定される場合、契約後に改めて備品台数の見直しがあると考えますが宜しいでしょうか。その際の追加費用負担がありましたら教えてください。又、上記の不足分を確保するために、要求水準の提示内容を逸脱することは、加点対象にはならないと考えて宜しいでしょうか。又、減点対象になると考えて宜しいでしょうか。</p>	要求水準書に定める要求水準を満たすようご提案ください。
7	2	要求水準書	P16	3-(6)-③-(エ)	<p>“大便器は温水洗浄式とする”とありますが、一部洋式としない計画とした場合は、要求水準未達との判断となるのでしょうか。</p>	大便器の一部洋式としない計画とした場合、洋式としないことの合理的な理由がなければ要求水準未達と判断します。
8	2	要求水準書	P18	4-(1)-④	<p>本事業に必要となる水光熱費用の把握のため、直近3カ年程度の実績値をご教示下さい。</p>	別表4をご参照ください。
9	2	要求水準書	P22	4-(5)-②-(イ)	<p>“・施設内の清掃は日常的に行い、敷地内の清掃は定期的に行う。”とあり、第1回質疑回答NO.42に「現状は不定期に行っている」との回答がありますが、現実的な提案を行う上で直近3カ年の各年の日常清掃実施回数を月単位で把握可能な資料をご提供下さい。</p>	別紙1記載の客船入港日の前後において清掃を行っております。また、上記以外の日においても不定期に清掃を行っております。

質問No	資料番号	資料名	頁	項目	内 容	回 答
10	2	要求水準書	P.22	廃棄物収集・運搬・処分について	本事業の維持管理業務についての要求水準内に新ターミナル施設から発生する廃棄物に関連する事項に記載がございませんが、本事業において発生するごみは排出事業者は貴市であり、収集・運搬・処分も貴市において実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書4-(5)-②-(ア)に記載するように、廃棄物については、事業者において適正に処理していただきます。
11	2	要求水準書		別添資料3	既存建物について、外壁吹付け塗装材、及びその他リシン吹付け材について、現状の受領資料ではアスベスト含有の有無が判断出来ません。既存建物の外壁吹付け塗装材、及びその他リシン吹付け材のアスベスト調査結果報告書のご提示無い場合、見積りに含める事が不可能な為、既存建物の外壁吹付け塗装材、及びその他リシン吹付け材の除去工事は別途工事としてもよろしいでしょうか。	既存建物の外壁吹付け塗装材、及びその他リシン吹付け材の除去工事は別途工事とはなりません。
12	2	要求水準書		別添資料4	解体工事、及び新築工事時の仮囲い設置範囲として、岸壁部分、及び計画敷地周辺部分を使えるものと考えてよろしいでしょうか。また、岸壁へ通じる敷地南西道路、及び敷地北東道路の通行止めが難しい場合、どちらかの道路を通行出来るように考えればよろしいでしょうか。ただし、工事時期によりどちらの道路を通行止めとするかは切替をする予定です。 	解体工事、及び新築工事時の仮囲い設置範囲として、岸壁部分、及び計画敷地周辺部分を使えるものをご理解ください。 道路の通行止めについて、工事時期によりどちらかの道路を通行止めとすることは基本的に可能と考えますが、詳細は協議によります。

質問No	資料番号	資料名	頁	項目	内 容	回 答
13	6	事業契約書 (案)	P20	第68条第4 項／第40条 第1項(1)／ 第40条第5 項	第68条第4項にて『本契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の10分の1を乗じた額を支払うものとする。』とありますが、第40条第1項(1)にて『新ターミナル施設に係る設計・施工等のサービス対価の100分の10に相当する金額以上の金額』と記載されております。上記二つの金額が一致していないため、第40条第5項に記載されている履行保証保険に加入することができません。 第68条第4項の金額を「新ターミナルに係る設計・施工等のサービス対価に10分の1を乗じたものを支払う」と変更することは可能でしょうか。	ご指摘の通り修正します。
14	6	事業契約書 (案)	P21	第40条第5 項	『乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険』とありますが、履行保証保険において履行を保証するのは甲ではなく保険会社であるため、「乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する、甲を被保険者とする履行保証保険」と点を追記していただくことは可能でしょうか。	現状の条項でも「本件契約の履行を保証する履行保証保険に加入する」と読めると思いますが、契約協議の中で読点を含めることは可能です。